

(3)

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

HIV即日検査・性感染症検査

無料・匿名の検査です。HIV検査は、感染の機会から3カ月以上経過していないと正しい検査結果が出ないことがあります。

【日時】 7月5日(金) 午前9～10時(受付時間) 直接会場へ(先着順)。

【その他】 HIV即日検査の結果は、検査当日にお伝えします。性感染症(クラミジア・梅毒)の検査結果とHIV検査結果が判定保留の場合は、7月19日(金)午前9～10時に健康プラザかつしかでお伝えします。

平成30年度葛飾区食品衛生監視指導計画実施結果概要を公表します

食品衛生法に基づき、食の安全・安心を確保するために行った監視指導結果の概要です。

【閲覧期間】 7月19日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く) 【閲覧場所】 区政情報コーナー(区役所3階304番、健康プラザかつしか(青戸4・15・14)、保健センター(11面上欄参照)、区民事務所

区ホームページからもご覧になれます。

【担当課】 生活衛生課 ☎(3602)1242

特別区民税・都民税(普通徴収分) 第1期の納期限は7月1日(月)です

納付場所など、詳しくは納付書をご覧ください。

【座振替の方へ】 納税額と通帳残高をご確認ください。残高不足で口座振替不能が続くと、口座振替が取り消しになる場合があります。

【特別区(東京23区)職員Ⅲ類、経験者採用試験・選考】 採用予定数や受験資格など、詳しくは試験・選考案内をご覧ください。

【第1次試験・選考日程】 選考者/9月1日(日) Ⅲ類/9月8日(日)

【試験・選考案内配布場所】 人事課(区役所内郵便局上) 人材育成課(立石5・27・1ウイメンズパル内)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、学び交流館、特別区人事委員会事務局任用課

【申込方法・期限】 特別区人事委員会ホームページからも取り出せます。

▽インターネット 特別区人事委員会ホームページ

【職種】 事務(高卒程度) 【第1次選考日】 9月8日(日)

【試験資格】 次の全てに該当し、日本国籍を有する方

【障害のある方へ】 特別区(東京23区)職員Ⅲ類採用選考

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

ピアかつしか内)、特別区人事委員会事務局任用課

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

〒125・0052柴又7-1-5 柴又観光案内所(柴又下町)

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

【申し込み・問い合わせ】 〒102・0072千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210)9787

令和元年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます

経済的に保険料の納付が困難な場合に、申請により保険料の納付を免除または猶予します。免除・納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格、障害年金や遺族年金の保険料納付期間に算入されます(一部免除で未納の場合を除く)。ただし、老齢基礎年金の受給額は、全額納めた場合と比べて少なくなります。

【受付開始日】 7月1日(月)

【対象】 国民年金第1号被保険者(学生および任意加入被保険者を除く)で、次に該当する方

▶免除 申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの平成30年中の所得が一定基準以下の方

▶納付猶予 申請者本人・配偶者それぞれの平成30年中の所得が一定基準以下で、申請者本人が50歳未満の方

失業した方や災害で被害を受けた方などは特例で認められる場合がありますので、お問い合わせください。

【所得基準】

▶納付猶予・全額免除 (扶養親族などの数+1)×35万円+22万円

▶4分の1納付(4分の3免除) 78万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

▶半額納付(半額免除) 118万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

▶4分の3納付(4分の1免除) 158万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

【申請に必要な物】

- 年金手帳など基礎年金番号が分かる物
マイナンバー(個人番号)カード、または通知カードと顔写真付きの身分証明書
印鑑
雇用保険被保険者離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し(雇用保険の被保険者であった方が失業などによる申請を行う場合)
震災・火災などで損害を受けた方や、雇用保険に入っていない方、事業の廃止(廃業)または休止の届け出を行っている方が失業などによる申請を行う場合は、必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【承認期間】 令和元年7月分～令和2年6月分
【申請について】 原則、毎年申請が必要です。平成30年度に全額免除か納付猶予の承認を受けた方で、継続審査の承認通知が届いた方は申請の必要はありません。ただし、令和元年度の審査の結果、却下となる場合もあります。

平成30年度に失業など特例的事由で全額免除や納付猶予の承認を受けていた方や、4分の1納付・半額納付・4分の3納付が承認されていた方は、継続審査の対象ではないため、申請書の提出が必要です。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【保険料の追納】 免除・納付猶予を受けた保険料は、10年以内であれば後から納めることができます(一部免除で未納の場合を除く)。ただし、当時の保険料に加算金が付き納付額が高くなる場合があります。

【申請・問い合わせ】 葛飾年金事務所(立石3-7-3) ☎3695-2181

【申請・担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8214